

2. 法人（団体）の人権享有主体性

<論証>

法人は人権享有主体たり得るか。法人が社会的実体として重要な活動を行っていることに鑑みて、性質上可能な限り、内国の法人にも適用される（性質説：最大判昭和45年6月24日／八幡製鉄政治献金事件）と解する。

◆最大判昭和45年6月24日（八幡製鉄政治献金事件）

<政治献金は法人の目的の範囲と言えるか>

判旨：「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限定されるものではなく、その目的を遂行するうえで直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含される。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要なものであったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならない…」。「憲法は政党について規定するところがなくこれに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならない。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではないのである。会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である」

<民法90条違反について>

判旨：「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する…。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。政党への寄附は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられることがあるにしても、それはたまたま生ずる病理的現象に過ぎず、しかも、かかる非違行

為を抑制するための制度は厳として存在するのであって、いずれにしても政治資金の寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい。会社が政治資金寄附の自由を有することは既に説示したとおりであり、それが国民の政治意思の形成に作用することがあっても、あながち異とするには足りないのである。所論は大企業による巨額の寄附は金権政治の弊を産むべく、また、もし有力株主が外国人であるときは外国による政治干渉となる危険もあり、さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するというのであるが、その指摘するような弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであって、憲法上は公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有するといわざるを得ず、これをもって国民の参政権を侵害するとなす論旨は採用のかぎりでない。株式会社の政治資金の寄附はわが憲法に反するものではなく、したがって、そのような寄附が憲法に反することを前提として、民法90条に違反するという論旨は、その前提を欠く」。

- * 議会制民主主義を支える不可欠の統治要素たる政党の健全な発展に寄与することは、社会的実在としての法人に対して当然の行為として期待されている、というロジックである。
- * 答案上では私人間効力の論点を忘れずに。間接適用説を取ることを前提に、定款の規定が民法90条に違反し無効ではないか、という争点に流れていく。法人による政治献金行為が国民の参政権行使を侵害することになるので、そのような行為を認めることはできない、というのが原告側の主張である。
- * ①定款の目的の範囲内の行為か（＝政治献金をする自由が、権利の性質上法人にも認められるか、②認められるとしても、民法90条に違反し無効なのではないか、という2点が問題となっている。

◆最判昭和50年11月28日（国労広島事件）

判旨：「労働組合の組合員は、組合の構成員として留まる限り、組合が正規の手続に従って決定した活動に参加し、また、組合の活動を妨害するような行為を避止する義務を負うとともに、右活動の経済的基礎をなす組合費を納付する義務を負うものであるが、これらの義務（以下『協力義務』という）は…無制限のものではない。労働組合は、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であって、組合員はかかる目的のための活動に参加する者としてこれに加入するのであるから、その協力義務も当然に右目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる。しかし、労働組合の活動は、必ずしも対使用者との関係において有利な労働条件を獲得することのみに限定されるものではない。今日においては、その活動の範囲が本来の経済的活動の域を超えて政治的活動、社会的活動、文化的活動など広く組合員の生活利益の擁護と向上に直接間接に関係する事項にも及び、しかも更に拡大の傾向を示している…。このような労働組合の活動の拡大は、そこにそれだけの社会的必然性を

有するものであるから、これに対して法律が特段の制限や規制の措置をとらない限り、これらの活動そのものをもって直ちに労働組合の目的の範囲外であるとし、あるいは労働組合が本来行うことのできない行為であるとすることはできない」。しかし…労働組合の活動が前記のように多様化するにつれて、組合による統制の範囲も拡大し、組合員が一個の市民又は人間として有する自由や権利と矛盾衝突する場合が増大し、しかも今日の社会的条件のもとでは、組合に加入していることが労働者にとって重要な利益で、組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けていることを考えると、労働組合の活動として許されたものであるというだけで、そのことから直ちにこれに対する組合員の協力義務を無条件で肯定することは、相当でない…。それゆえ、この点に関して格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である」。

- * ①組合員には協力義務がある（統制権の行使を受ける）、②但し、協力義務は無制限ではなく、組合の目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる、③他方、組合の活動範囲は拡大しており、その必要性もあるので、組合の目的の範囲かどうかは柔軟に判断すべき、④以上のことは、統制権行使と組合員個人の権利行使が衝突する場面の増大を意味する。組合加入が組合員にとって重要な利益であること、脱退の自由も事実上認められていないことに鑑みれば、労働組合の活動として許されたものであるというだけで、そのことから直ちにこれに対する組合員の協力義務を無条件で肯定することはできない。
- * 本件は、未納分の一般組合費と臨時組合費の支払を組合が請求した事件だが、臨時組合費の支出目的は、炭労資金、年末闘争資金、安保反対闘争による被処分者救援資金、政治意識昂揚資金など、多岐にわたっていた。
- * 本判決は、支出目的ごとに、①当該統制行為が労働組合の目的に含まれるか、②労組の目的に含まれたとしても許されない場合に当たらないか（＝協力義務があるかないか）、という2段階の判断枠組みを採用している。

◆最判平成8年3月19日（南九州税理士会事件）

事案：南九州税理士会（Y）は、定時総会において、税理士法改正運動に要する特別資金とするため各会員から本件特別会費として金5000円を徴収する、その用途は南九州各県税理士政治連盟に配付する、という決議をした。Yの会員である税理士Xは、強制加入団体である税理士会Yが、規正法上の政治団体である南九州各県税理士政治連盟へ金員を寄付するのは税理士会の目

目的の範囲外の行為であること、会員から特別会費を徴収する旨の本件決議は、特定の政党や候補者への寄付を会員に強制することになり、Xの思想、信条の自由を侵害し無効である、として争った事件。

判旨：「民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う。この理は、会社についても基本的に妥当するが、会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含され、さらには、政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げない（最高裁昭和45年6月24日／八幡製鉄政治献金事件）」。「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員らの行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」。「税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となる」。「税理士会が、強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である」。「税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある…特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、自主的に決定すべきことがらである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をするのが当然に予定された政治団体であり、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである…そうすると、前記のような公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない。税理士会がそのような活動をするのは、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、税理士会の目的の範囲外の行為」である。

◆最判平成14年4月2日（群馬司法書士会事件）

事案：群馬県司法書士会（X）は、阪神・淡路大震災の被害を受けた兵庫県司法書士会に対して復興支援の寄附をするため、会員から登記申請1件あたり50円の特別負担金を集める旨、臨時総会で決議した。

判旨：「本件拠出金は、被災した兵庫県司法書士会及び同会所属の司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく、被災者の相談活動等を行う同司法書士会ないしこれに従事する司法書士への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復に資することを目的とする趣旨のものであった…司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが…その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をすることもその活動範囲に含まれるというべきである。そして、3000万円という本件拠出金の額については、それがやや多額にすぎるとはないかという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付がXの目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない。したがって、兵庫県司法書士会に本件拠出金を寄付することは、Xの権利能力の範囲内にある。Xは、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができる。「これを本件についてみると、Xがいわゆる強制加入団体であることを考慮しても、本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、また、本件負担金の額も、登記申請事件1件につき、その平均報酬約2万1000円の0.2%強に当たる50円であり、これを3年間の範囲で徴収するというものであって、会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない。したがって、本件決議の効力はXの会員であるYらに対して及ぶ。」

- * 被災した司法書士会への寄付という、「同業団体への相互支援的寄付」であることがポイント。司法書士会本来の目的行為そのものではないが、目的を遂行する上で「直接又は間接に必要な範囲」の中に読み込むことが可能となる。この点、国公広島事件における、他の労働組合への支援資金である「炭鉱資金」と類似する。その上で、寄付金額の限界に言及している。司法書士会本来の活動支出ではないので、規模の適正さにも限界が出てくるのである。
- * 団体の「本来的な活動」か、「付随する活動」かで結論に差が出る可能性がある。また、税理士会事件と異なり、構成員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではないので、判断も緩やかになっている。

- * 間接適用説を前提に、①復興支援目的の寄付金は書士会の目的の範囲内だと判断し、更に②個別的事実を考慮して、決議を無効とすべき「公序良俗に反する事例」と言えるかどうかを判断している。国労広島事件と同じく、判断枠組みの2段階目で結論を出している。

<判例の比較>

	強制加入団体か	決議内容	会費の徴収方法	訴訟の結果
八幡製鉄事件	任意	政治献金	特になし	敗訴
国労広島事件	事実上の強制加入団体	①政治献金 ②組合員支援 ③他労組支援	①特別会費 ②特別会費 ③特別会費	①勝訴 ②敗訴 ③敗訴
南九州税理士会事件	法律上の強制加入団体	政治献金	特別会費	勝訴
群馬司法書士会事件	法律上の強制加入団体	同業団体支援	特別会費	敗訴

<団体と構成員の権利>

<p>①影響を受ける構成員の権利・利益の性質、制約の程度</p> <p>* 八幡製鉄事件の場合、<u>取締役会の決議が株主に何らかの法的な義務を迫らせるわけではない点</u>に注意する。そのため<u>法人の権利能力の範囲内（民法34条）の問題を検討するうえで（私人間効力の問題でもある）、本来の目的とは異なる+アルファの部分（政治献金、文化助成、地元イベントへの協賛など）をどこまで認められるのかという文脈で憲法論が出てきているに過ぎない。</u></p> <p>南九州税理士会などは、<u>総会決議が構成員らに特別会費納入義務などを直接発生させる</u>。そこで構成員らの権利・利益と団体の統制権の調整という構図が出てくる。</p>
<p>②団体の性質（強制加入団体か否か）、</p> <p>* <u>団体本来の目的内の行為</u>であれば、団体の統制権の行使（=構成員の協力義務）として認められる可能性が広がる。</p> <p><u>+アルファ的な行為</u>の場合は、関連する諸要素を検討したうえでその限界が導かれる。</p>
<p>③団体が行おうとする行為の特質（団体の直接の目的とする行為か、+アルファ的なものか、社会通念上期待ないし要請されるものか）</p>

- * 強制加入団体である場合、構成員が団体から脱退できないことが、構成員の権利侵害に直接結びつく構図を作り出すことになる。事実上の強制団体なども同様である。

④会費の徴収方法（特別会費か一般会費か）

- * 用途を具体的に定めた特別会費の徴収の場合、徴収行為がそれに反対する構成員の権利・利益を直接制約する関係が出てくる。一般会費の場合、徴収された金銭は一旦団体の会計に納められ、その使い道を別途議論した上で、具体的に使われるという関係になるので、会費の徴収（＝構成員の協力義務）が、構成員の権利・利益を「直接制約」していると言えなくなるのである。ただし、形式的には一般会費としての徴収であっても、その一部・一定額が継続的に特定の用途に用いられているような場合には、特別会費の徴収と実質的に異ならず、直接的な制約と評価し得るので注意する。

- * ①強制加入なので脱退できない、②統制権の行使の結果、具体的な義務が発生する、③用途が特定されている、といった条件が揃うと、構成員の権利・利益への配慮が必要となってくるのが分かる。その際、問題となる構成員の権利・利益が、個人で行使すべきものなのか、多数決原理による決定に従うことに馴染むものなのか、が検討される。

群馬書士会事件では、①～③が肯定されたものの、問題となる構成員の権利の性質が、「個人で行使すべきもの」とは判断されなかったので、「多数決原理による決定に従うこと」＝「統制権の行使」が正当化されやすくなった点に注意。